

(仮称) 西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価書に対する
福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）
第22条の2第1項の規定に基づく意見

令和元年10月29日

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- 3 ミゾゴイの調査結果について、対象事業実施区域の中程（改変区域 S-10 北側）の溪流付近は調査対象区域外となっているが、これらの場所はミゾゴイが選好する溪流沿いのコナラ林の環境であることから、追加の調査を実施するとともに、適切に予測、評価し、必要な保全措置を講じること。
- 4 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。

また、事後調査を実施する場合には、太陽電池発電所の設置の工事業等が「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」の対象事業に追加されたことに伴い改正が予定されている「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」も参照し、状況に応じ必要な保全措置を講じること。

5 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

特に、当該事業実施区域は約 492 ヘクタールと広大であることから、沈砂地及び調整池の維持管理、太陽電池発電所設置後の太陽光パネルからの反射光による影響や工作物の撤去に伴う廃棄物の処分等、評価書に記載した環境保全措置を適切に行うこと。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれること。

6 事業の実施に当たっては、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、白河市長、西郷村長、栃木県知事及び那須町長や住民等の意見も尊重すること。

事業の概要

1 事業者	株式会社そら' p、NOBSP 合同会社
2 事業の名称	(仮称) 西郷村台上地区太陽光発電事業
3 事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4 事業の規模	約 492ヘクタール (出力: 約 161メガワット)
5 事業の実施区域	西白河郡西郷村大字小田倉字口無一 他